

岩手県告示第 1021 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が病院（診療所、薬局）を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 11 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
多田メディカルクリニック	盛岡市松尾町 17 番 10 号	平成 18 年 10 月 31 日